

## 「第48回ぴあフィルムフェスティバル」 コンペティション部門「PFFアワード2026」作品応募に対する取決（応募約款）

一般社団法人PFFは、「第48回ぴあフィルムフェスティバル」(以下「PFF」といいます)コンペティション部門「PFFアワード2026」の募集を実施するにあたり、応募作品の著作権を保護するため、相互の信頼の下に下記の通り約款を定めます。

応募された作品についての著作権は、別段の合意がない限り、当該作品の映画製作作者(作品の監督、その他作品について著作権上の権利を持つ全ての方をいい、以下「製作者」といいます。)に帰属し、

一般社団法人PFFと製作者との間の権利関係は、この約款に従います。(※以下の1~7の項目は入選作品のみに適用されます。)

### 1. 作品（データ及びフィルム）の預託

入選作品のデータ及びフィルムは、入選の発表から2033年10月末までの7年間を預託期間とし、預託期間中は一般社団法人PFFに無償で預けられ、その保管・管理を委ねるものとします。

### 2. 作品の広報使用

一般社団法人PFFは入選作品について、預託期間中にかかわらず、PFFの広報活動のため、TV・新聞・雑誌・インターネット等の告知媒体に、作品およびスチール写真等その一部を無償で自由に使用できるものとします。

### 3. 預託期間中の作品利用について

預託期間中は、一般社団法人PFFが入選作品の利用に関しての窓口業務を独占的に行うものとします。

利用の範囲は、劇場上映、非劇場上映、DVD等のパッケージ化、地上波・CS・BSなど全てのテレビ放送、インターネット上での配信等の諸権利の利用、海外映画祭出品、海外配給全般等を含みます。

この利用に際して、一般社団法人PFFが主催する関連イベント（PFFの地方開催、公募キャンペーン、イベント等）や海外映画祭出品以外での使用で利益が生じた場合には、一般社団法人PFFと製作者は各々50%ずつ分配します。

### 4. アーカイブへの収容

- (1) 入選作品は、作品保護の観点から、預託期間に関わらず一般社団法人PFFのサーバ・コンピューター上のPFFアーカイブに所蔵します。
- (2) アーカイブとして、入選作品のコピー作成をする場合には、その費用を一般社団法人PFFが負担し、そのコピーデータ及びコピープリントの所有権は一般社団法人PFFに帰属するものとします。

### 5. 預託期間の延長

- (1) 預託期間終了一か月前となる2033年9月末日までに、製作者から何らかの意思表示がされない場合は、第1条に定める預託期間は延長するものとします。
- (2) 前項により預託期間が延長された場合は、本約款が引き続き適用されるものとします。
- (3) 1項により延長した預託期間を終了させる場合は、一般社団法人PFFと製作者間で協議の上、決定するものとします。

### 6. 事前通知の義務

預託期間中は、製作者が自己の入選作品を上映その他の目的で使用する場合には、事前に一般社団法人PFFに申し出るものとします。

### 7. 作品の展開確定

PFFの地方開催、PFF関連イベントでの上映・海外映画祭への出品等における作品展開を除き、預託期間中の入選作品の展開については製作者と一般社団法人PFFとの協議をもとに進めるものとします。